

第1章 計画の概要

- 1 計画の目的
 - 2 計画の期間
 - 3 計画の基本的な考え方
 - 4 計画の位置付け
- 交通安全対策基本法に基づき、人命尊重の理念のもとに「交通事故のない社会」を実現するため、計画的・継続的に効果的な交通安全対策を推進し、市民の安全確保を図る。
- 令和3年度から令和7年度までの5か年
- 超高齢社会の進行や新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変容、LRTの開業など、今後本市が迎える社会・交通情勢の変化に的確に対応できるよう、「ICTの活用」など新たな手法を取り入れながら、「子どもや高校生」「高齢者」「自転車」の安全を確保するための取組を重点的に実施するとともに、「LRT」に関する取組を充実させるなど、本市の交通安全対策を推進していく。
- ・交通安全対策基本法に基づく総合的な交通安全対策を推進するための計画 ・第6次宇都宮市総合計画の分野別計画を実現するための計画 ・SDGs目標達成への貢献（目標3 すべての人に健康と福祉を、目標11 住み続けられるまちづくりを）



第2章 交通の現状と今後の課題

交通環境と社会情勢

- 南北に東北自動車道・国道4号・新4号国道、東西に国道123号線、大谷街道が通り日光街道等7路線が放射線状に通る。また、市西部(大谷地区)においては、スマートインターチェンジの整備を進めている。
- LRTの開業やバス路線の再編など、公共交通ネットワークの充実や公共交通の利用促進に取り組んでいる。
- 自転車走行空間の整備を進めている。
- 進展著しいICTをまちづくりに取り入れるスマートシティの取組を推進している。
- 保育施設周辺の交通安全対策を強化する「キッズゾーン」を設定している。

【県の動き】

- See・Slow・Stopを運転者等に呼び掛ける3S運動や、信号機のない横断歩道を歩行者が渡ろうとしている時に運転者に一時停止を徹底させる「脱！止まってくれない栃木県」の運動を展開している。（日本自動車連盟（JAF）調査：一時停止した車の割合 本県 平成30年0.9%・ワースト1位、令和元年13.2%・29位、令和2年14.2%・36位）

【国の動き】

- 国の「第11次交通安全基本計画」においては、高齢者及び子どもの安全確保が重視すべき視点の一つとされたほか、先端技術の積極的活用等が横断的に重要な事項とされた。また、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、柔軟に対応することなどが明記された。
- 政策効果の向上や効率的・効果的な政策運営を進めるため、EBPMの推進が求められている。
- 高齢運転者の事故防止対策として、サボカー車両、ペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入に係る補助を実施しているほか、道路交通法を改正し、違反高齢者への運転技能検査義務化やサボカー一限定免許制度創設などを予定している。

本市の交通事故等の現状

【交通事故発生状況】

- 発生件数、死者数、負傷者数は減少傾向にある。

【年代別】

- 中学生の70.3%、高校生の79.2%が「自転車乗車中」の事故である。
- 交通事故全体に占める高齢者の割合は増加傾向にある。（H27:30.0%⇒R1:34.3%）**図1**
- 第一当事者の世代別では、高齢者が占める割合が増加傾向にある。（H27:19.3%⇒R1:23.5%）
- 全体の死亡事故のうち高齢者が52.7%を占める。（H27～R1）

- 運転免許申請取消（自主返納）件数は増加傾向にある。（H27:956件⇒R1:2,045件）

【事故類型・状態別】

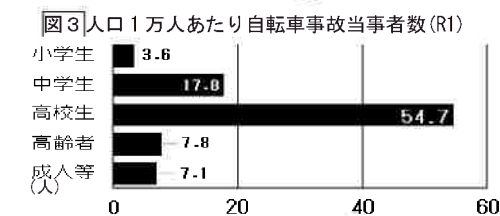
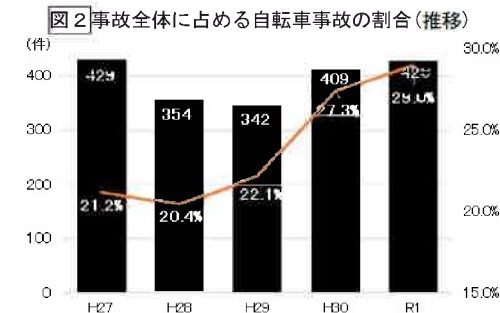
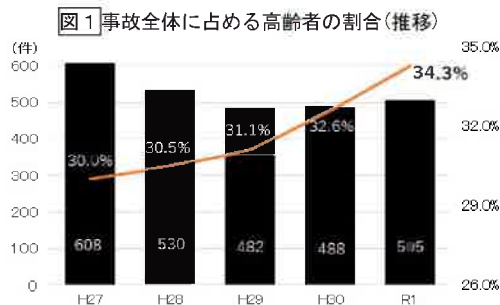
- 交通事故全体に占める自転車事故の割合は高まっている。（H27:21.2%⇒R1:29.0%）**図2**
- 世代別で人口当たりの自転車事故当事者数を比較すると、高校生が突出して多く、次いで中学生となっている。**図3**
- 他都道府県と比較し、本県は中高生の通学時の自転車事故の第1当事者の割合が高い状況にある。

【救助・救急活動、被害者支援】

- 救急救命士を計画的に養成するとともに、応急手当講習会を実施することなどにより、救助・救急対策の推進を図っている。
- 関係機関と連携し、被害者支援に関する周知を行うことなどにより、被害者支援の推進を図っている。

市民の意識等

- 交通ルール遵守の状況が「悪い」「少し悪い」と感じる人の割合は72.5%である。
- 自転車保険に「加入している」割合は45.4%で、加入率は増加している。
- 自転車ヘルメットを「所有している」割合は8.9%で、そのうち「着用している」割合は34.5%である。



第10次計画の実績評価

【計画目標の達成状況】

指標名	現状値 (平成27年)	目標値 (令和2年)	実績値 (令和2年)
交通事故発生件数	2,028件	1,600件以下	1,368件
交通事故死者数	14人	10人以下	13人
交通事故負傷者数	2,467人	1,900人以下	1,597人

【計画の評価】

交通事故発生件数、負傷者数は目標に達した。また、計画期間中にいずれの指標も過去最小値を記録するなど、一定の効果を上げているといえる。

交通事故のない社会の実現に向けた課題

国の交通安全基本計画等を踏まえて課題を分類

ICTを活用した
施策の効果の最大化

(1) 交通安全思想の普及徹底

交通事故を減少させるためには、各年代の特性に応じた交通安全教育や地域等における交通安全活動を通して、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図る必要がある。特に、自転車や高齢者、子ども・高校生に関する対策や、新たな公共交通LRTに係る交通安全教育を推進する必要がある。

(2) 道路交通環境の整備

道路の安全性を高めるためには、交通事故データや走行データ等の分析を踏まえた交通安全対策に取り組んでいく必要がある。また、歩行者・自転車の通行空間の整備や車の運転に不安を感じている高齢者など誰もが利用できるLRTをはじめとする公共交通の整備を引き続き推進していく必要がある。

(3) 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、被害を最小限にとどめる救急活動の維持向上を図っていくためには、引き続き救助救急体制を充実させていく必要がある。

(4) 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等を支援していくためには、県や犯罪被害者等を支援する団体との連携を強化し、被害者支援を推進していく必要がある。

第3章 交通安全計画の目標

計画の指標及び目標値

指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
交通事故発生件数	1,368件	1,040件以下
交通事故死者数	13人	8人以下
交通事故重傷者数	131人	90人以下

※ 目標値設定の考え方

- ・交通事故発生件数（国では目標値設定なし・市独自に設定）第10次計画期間中の減少率や今後の施策を考慮し、算定
- ・交通事故死者数、交通事故重傷者数（国で目標値を設定）国の目標値を本市の人口規模に換算して算定

重点的に対応すべきターゲットと目標

(1) 子どもや高校生の安全確保

子どもたちの心身の発達段階に応じた安全教室の実施や登下校時等の交通安全確保に取り組む

【成果指標】

指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
子どもが関係する交通事故発生件数	95件	60件以下
高校生が関係する交通事故発生件数	107件	60件以下

(2) 高齢者の安全確保

高齢者の交通の状態(ドライバー・自転車利用者・歩行者)や交通事故傾向を踏まえた交通安全対策に取り組む

【成果指標】

指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
高齢者が関係する交通事故発生件数	474件	400件以下

(3) 自転車利用者の安全確保

自転車走行空間の整備や安全利用教育等を通して、全ての利用者が安全安心に利用できる環境作りに取り組む

【成果指標】

指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
自転車が関係する交通事故発生件数	484件	270件以下

第4章 交通安全施策の推進

I 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

- (1) 各年代の特性に応じた段階的及び体系的な交通安全教育の推進
- (2) LRTの交通ルールに係る交通安全教育・周知啓発の推進【新設】
- (3) 自転車利用者への交通安全教育・周知啓発の推進
- (4) 地域等と連携した交通安全運動や交通事故防止活動の推進
- (5) 交通安全広報啓発活動の推進
- (6) 交通安全に関する団体・企業等の主体的活動の促進

II 地域と連携した道路交通環境の整備

- (1) 事故データ等の分析を踏まえた交通安全対策の推進【新設】
- (2) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (3) 自転車利用環境の総合的整備
- (4) 交通安全に配慮した道路交通環境の整備
- (5) LRTをはじめとする公共交通ネットワークの整備【新設】

III 救助・救急対策の推進

- (1) 救助・救急体制等の推進
- (2) 応急手当の普及啓発活動の推進

IV 被害者支援の推進

- (1) 関係機関と連携した被害者支援の推進

第5章 計画の推進に向けて

- (1) 庁内の推進体制
 - 関係部局との情報共有・意見交換など連携強化
- (2) 庁外の推進体制
 - 地域や学校、警察等の関係機関との連携協力のもと、交通安全施策を展開
 - 宇都宮市交通安全審議会において、計画の成果指標等の進捗状況等を報告・意見聴取

重点的に対応すべきターゲット【子どもや高校生・高齢者・自転車利用者】

横断的な手法【ICTの活用】

個別施策等と活動指標

個別施策と活動指標

施策の柱		基本施策（14項目）		個別施策（43項目）		重点的に対応すべきターゲット	横断的な手法	具体的取組（65事業） 〔新規：5事業≪新≫，拡充：2事業＜拡＞，継続：58事業〕	
						子ども 高校生	高齢者		
Ⅰ	市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	(1)	各年代の特性に応じた段階的及び体系的な交通安全教育の推進	① 幼児に対する交通安全教育	○				幼児に対する交通安全教室の開催，保護者に対する交通安全教育の実施
				② 小学生に対する交通安全教育	○		○	○	小学生に対する交通安全教室の開催，保護者に対する交通安全教育の実施，小学校における交通安全教育の実施，市交通指導員等による交通安全指導の実施
				③ 中学生に対する交通安全教育	○		○	○	中学生に対する交通安全教室の開催（スクエアドストレイト方式の交通安全教室等），中学校における交通安全教育の実施
				④ 高校生に対する交通安全教育	○		○	○	高校生に対する交通安全教室の開催（スクエアドストレイト方式の交通安全教室等），『高校生の交通問題を考える会』の活動支援
				⑤ 成人に対する交通安全教育			○	○	大学生等に対する交通安全教室の開催，参加・体験・実践型の交通安全教育の実施，インターネット教材の提供による交通安全教育の実施
				⑥ 高齢者に対する交通安全教育			○	○	高齢者に対する交通安全教室の開催，地域の交通事故実態に応じた交通安全教育の実施，高齢運転者に対する交通安全教育の実施（身体機能測定器を活用した交通安全教室等），高齢者戸別訪問による交通安全教育の実施，世代間交流による交通安全教育の実施
				⑦ 障がい者に対する交通安全教育				○	障がい者施設等における交通安全教室の開催
				⑧ ≪新規≫ICT環境整備に併せた交通安全教育	○		○	○	≪新規≫小中学校等におけるタブレット配付等のICT環境整備に併せた交通安全教育の実施
				⑨ ≪新規≫VRを活用した交通安全教育	○	○		○	≪新規≫高齢者等に対するVRを活用した交通安全教育の実施
		(2)	≪新設≫LRTの交通ルールに係る交通安全教育・周知啓発の推進	① ＜拡充＞LRTの交通ルールに係る交通安全教育・周知啓発	○	○	○	○	＜拡充＞動画やVRを活用した交通安全教育の実施，関係機関等と連携したチラシ配布による周知啓発
				① 子ども自転車免許事業の推進	○		○		子ども自転車免許事業の実施
		(3)	自転車利用者への交通安全教育・周知啓発の推進＜再編＞	② 中高生に対する自転車安全利用教育	○		○	○	宇都宮ブリッツェンと連携した自転車安全利用教室等の開催，自転車安全利用に関するリーフレットによる啓発（学校における教育，交通安全教室）
				③ 成人に対する自転車安全利用教育			○	○	自転車安全利用教室・イベント等への参加促進，インターネットによる教育の実施
				④ 高齢者に対する自転車安全利用教育			○	○	高齢者自転車免許制度講習会の開催，自転車シミュレーターを活用した自転車教室の開催
				⑤ ≪新規≫VRを活用した自転車安全利用教育	○	○	○	○	≪新規≫VRを活用した自転車安全利用教育の実施
				⑥ 自転車ヘルメットの着用促進	○	○	○		自転車乗用時のヘルメット着用の促進，自転車ヘルメット利用推進員の任命
				⑦ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進	○		○		自転車損害賠償責任保険等への加入促進
				⑧ 自転車利用者に対する街頭指導の推進			○		自転車利用者に対する街頭指導の実施
		(4)	地域等と連携した交通安全運動や交通事故防止活動の推進	① 交通安全市民総ぐるみ運動の推進					交通安全市民総ぐるみ運動の実施
				② 交通安全活動への参加促進					民間団体等の参加促進
		(5)	交通安全広報啓発活動の推進＜再編＞	① 交通事故発生状況等の広報活動の推進	○	○			交通事故発生状況に関する情報提供，交通事故発生状況マップの周知
				② 交通安全啓発活動の推進	○	○	○		サポカー等の有用性に関する周知，歩行者等への保護意識に関する啓発，反射材等の着用に関する啓発
				③ 飲酒運転根絶に向けた周知啓発の推進					GRリボンを活用した取組の実施
				④ 暴走族根絶に向けた周知啓発の推進					暴走族等根絶推進強化月間の実施
		(6)	交通安全に関する団体・企業等の主体的活動の促進	① 交通安全推進協議会等の活動促進					交通安全推進協議会等の活動促進
				② ＜拡充＞交通安全活動を行う民間企業等との連携	○	○	○	○	民間企業等による交通安全教室等の実施，≪新規≫民間企業等によるICTを活用した参加型交通安全イベントの開催
Ⅱ	地域と連携した道路交通環境の整備	(1)	≪新設≫事故データ等の分析を踏まえた交通安全対策の推進	① 事故データを活用した調査分析の推進	○	○	○		事故データを活用した調査分析の実施
				② ≪新規≫走行データを活用した調査分析の推進		○		○	≪新規≫民間企業等と連携しながらICTを活用し収集した走行データの調査分析の実施
				③ 地域と連携した交通安全対策の推進	○	○	○		地域と連携した交通安全対策の実施
		(2)	人優先の安全・安心な歩行空間の整備	① 歩行者の通行空間の確保	○	○			歩道等の整備・路面標示等の実施，視覚障がい者誘導用ブロック整備・修繕の実施
				② 通学路等の交通安全確保	○				スクールゾーンにおける安全対策・通学路の合同点検の実施，キッズゾーンにおける安全対策の実施
		(3)	自転車利用環境の総合的整備	① 自転車走行空間の整備			○		自転車走行空間の整備
				② 放置自転車対策の推進			○		放置自転車の撤去・駐輪場の利用促進・駐輪場の確保
		(4)	交通安全に配慮した道路交通環境の整備	① 交通安全施設の整備・更新					道路の改修等に伴う道路標識や道路照明等の整備・更新，地域の要望に対する対応
				② 適正な道路使用及び占用					市道の使用・占用の適正化
		(5)	≪新設≫LRTをはじめとする公共交通ネットワークの整備	① 公共交通ネットワークの整備推進			○		LRTの整備やバス路線の再編等による公共交通ネットワークの整備
				② ＜拡充＞公共交通の利用促進			○	○	＜拡充＞地域連携ICカード「totra」の普及促進等による利便性向上や上限運賃制度の導入等による運賃負担軽減策の実施
		(1)	救助・救急対策の推進	① 救急救命士の養成の推進					救急救命士の計画的養成
				② 救急・救助隊員の教育訓練の充実					救急・救助隊員に対する教育訓練の充実
				③ ドクターカー等の活用推進				○	ICT（栃木県救急医療情報システム等）を活用した迅速な搬送やドクターカーの活用等による救命効果の向上
		(2)	応急手当の普及啓発活動の推進	① 応急手当講習の実施				○	自動体外式除細動器（AED）の使用方法を含めた応急手当講習の実施
Ⅳ	被害者支援の推進	(1)	関係機関と連携した被害者支援の推進	① 交通事故相談事務等の充実					交通事故被害者の相談窓口の周知・庁内の支援担当窓口対応
				② 被害者支援に関する広報・啓発の推進				○	被害者支援に関する理解促進（動画を活用した広報等）

活動指標
I -(1)-⑥ 【高齢者に対する交通安全教育】
身体機能測定器を活用した交通安全教育参加者数
1,850人 〔R1〕⇒2,100人 〔R7〕

I -(1)-⑧ 【ICT環境整備に併せた交通安全教育】
小中学校におけるICT環境整備に併せた交通安全教育実施校数〔累計〕
— 〔R2〕⇒累計94校（全校） 〔R7〕

I -(2)-① 【LRTの交通ルールに係る交通安全教育・周知啓発】
LRTの交通ルールに係る動画やVRを活用した交通安全教育開催地区数〔累計〕
— 〔R2〕⇒累計39地区（全地区） 〔R7〕

I -(3)-⑤ 【VRを活用した自転車安全利用教育】
高校生に対するVRを活用した交通安全教室開催数〔累計〕
— 〔R2〕⇒累計15校（全校） 〔R7〕

I -(3)-⑧ 【自転車利用者に対する街頭指導の実施】
自転車利用者に対する街頭指導実施箇所数
10箇所 〔R2〕⇒13箇所 〔R7〕

I -(6)-② 【交通安全活動を行う民間企業等との連携】
民間企業等によるICTを活用した参加型交通安全イベント開催数〔累計〕
— 〔R2〕⇒累計5回（全ブロック） 〔R7〕

Ⅱ -(1)-② 【走行データを活用した調査分析の推進】
走行データを活用した調査分析の実施ブロック数〔累計〕
— 〔R2〕⇒累計5ブロック（全ブロック） 〔R7〕

Ⅱ -(3)-① 【自転車走行空間の整備】
自転車走行空間の整備延長〔累計〕
51.3km 〔R2〕⇒87.3km 〔R7〕

Ⅱ -(5)-① 【公共交通ネットワークの整備推進】
公共交通夜間人口カバー率
91.9% 〔R2〕⇒97.5% 〔R7〕